

令和4年7月5日

吉川市内保育園に在籍する児童の保護者の皆様

吉川市私立認可保育園協議会

会 長 大月浩史

吉川つばさ保育園

園 長 会田勝一

風水害にかかる警報発令時における保育園の危機管理と対応について

日頃より吉川市の保育にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、題記の件、近年台風が大型化し、それに伴う大雨などによる水害が全国で多発しておりますが、皆様におかれましても大変ご心配のことと存じます。

このような状況に対し、従来吉川市内の保育園では各園単位で個別に対応して参りましたが、各園単位での対応にも限界があると言わざるを得ないのが実情でもありました。

このため、今後の災害に備えて吉川市保育幼稚園課及び市内全保育園園長間で協議を重ねてまいりましたが、その結果、今後、市内の私立保育園及び小規模園では別紙のような考えに基づいて対応することとなりましたので、ここにお知らせ申し上げます。

別紙の対応は、お子さまだけでなく、保護者の皆さまおよび職員の命を守るための方策を協議し、考えたものです。どうか、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

尚、別紙の内容につきましてご質問等ございましたら、お子さまが在籍しておられる各園にお問合せ下さいますよう併せてお願い申し上げます。

以上

— 風水害にかかる警報発令時の園の対応について —

- 1 災害に対する園の対応は危機管理であるという認識を持ち、厚生労働省および埼玉県からのガイドラインや通知、吉川市の対応方針に基づき、各園がマニュアルを作成して災害に対応します。
- 2 吉川市から警戒レベル3の避難情報＝「高齢者等避難」が発令された場合、非常事態発生と判断し、対応を開始することとなります。
非常事態発生と判断した場合の対応とは、下記を指します。
 - ①家庭保育のお願い（登園自粛）
 - ②休園
 - ③登園時間を遅らせる
 - ④できるだけ早いお迎えのお願い
 - ⑤すぐにお迎えのお願い／園での避難開始
- 3 上記にかかわらず、吉川市（役所）から警戒レベル3の警報＝「高齢者等避難」が発令されていない場合でも、保育園の立地によっては、隣接する市町村からの発令の有無を考慮して、各園の園長が非常事態の発生かどうかを判断します。
また、警戒レベル3の避難情報＝「高齢者等避難」が発令されていない場合でも、気象庁の天気予報等によって今後の気象状況が悪化することが予想されるときは、前日や早朝の段階で対応を決定し、保護者の皆さまにご連絡差し上げます。

※注1：警戒レベルの種類

警戒レベル2	： 注意報	（気象庁の大雨・洪水注意報相当）
警戒レベル3	： 高齢者等避難開始	（気象庁の大雨・洪水警報、氾濫警戒情報相当）
警戒レベル4	： 避難指示	（気象庁の氾濫危険情報相当）
警戒レベル5	： 緊急安全確保	（気象庁の氾濫発生情報、特別警報相当）

※注2：園の立地（川に近いかどうか等）、建物構造（平屋建てか多層構造か）など、園ごとに異なる条件を考慮して決定致します。このため、全園一律に同じ対応となるわけではありません。

- 4 上記2、3の対応については、基本的には各園で決められている一斉メール等の情報ツールにより情報を発信します。保護者の皆さまにおかれましては、メール受信時、必ず内容を確認するようにしてください。情報を受け取った場合、各ご家庭で責任をもってご対応お願い致します。

5 上記の対応は、安全な状態で児童への保育を継続することが困難な状態になるという状況下での、緊急避難的なものでありますので、保護者の皆さまにおかれましては、平時からの備えとして職場等での事前の調整をお願い申し上げます。

これは、児童及び保護者、また勤務する職員の命を守ることを最優先にする、という考えに基づくものです。

このため、例えば「大型の台風に備えて、開園時間を遅らせることを前日に決定して対応したが、実際は当日の朝晴れていた。」という場合も現実には起り得ますが、この場合であっても「勇気ある空振り」として、園の対応が間違っていたと考えず、皆が安全で良かったと思えるような意識を園も保護者の皆さまも全員が共有できることが最も大切と考えます。

6 吉川市から発令される避難指示は下記の方法で皆さまの手元に届きます。保護者の皆さまにおかれましても、日頃から下記について周知の上ご準備頂き、ご自身で積極的に情報を収集するようお願い申し上げます。

- ・吉川市防災無線（屋外に設置されたスピーカーから放送します）
- ・吉川市メール配信サービス（『p-yoshikawa@s7.bmb.jp』宛に空メールを送って登録手續実施）
- ・吉川市防災無線電話応答サービス（『048-983-6430』に電話をかけて防災無線の内容を確認）
- ・吉川市公式ツイッター（アカウント名『@yoshikawa_city』）

<災害時の対応のまとめ>

いつ	・災害発生時および災害発生の可能性が予測できる場合
避難や休園の基準	『吉川市全域』または『認可保育施設の所在する地域』に下記①～④のいずれかの事項が当日（午前5時現在）、発表・発令されている場合（又は見込まれる場合） ① 「特別警報」等※1の防災気象情報が発表された場合 ② 「警戒レベル3（高齢者等避難）」※2以上の避難情報が発令された場合 ③ 鉄道路線（JR武蔵野線）が計画運休の実施又は予定をしており、朝の通勤時間帯又は保育施設の開始時点で、交通の影響が生じる場合 ④ 台風（風速 20m/s 以上）が登園時間帯に吉川市を通過することが見込まれる場合 ※1 特別警報等…特別警報、氾濫危険情報、氾濫発生情報又は土砂災害警報警戒情報 ※2 警戒レベル…5段階の「警戒レベル」を用いた防災情報の提供 ・ 近隣の市町村の警戒レベルや園舎と園周辺の状況により避難が必要な場合 ・ 気象庁の情報により今後警戒レベル3以上になる可能性が想定できる場合
最終決定者	・園長（もしくは法人の代表者） ※保護者の意見では変わりません
保育開始前のとき	・「家庭保育のお願い（登園自粛）」「休園」「登園時間を遅らせる」のいずれか
保育中のとき	・「できるだけ早いお迎えのお願い」「すぐにお迎え（避難開始）」のいずれか
園からの情報発信	・園で定められた一斉メール、市の情報についてはご家庭で収集